

相続手続き

～(5)「相続放棄について」～

よく相続人で財産は一切いらないから放棄するという言葉を耳にします。自分勝手に放棄すると言つただけで放棄したことになるのでしょうか？

本当の相続放棄は、以下の手続が必要となります。

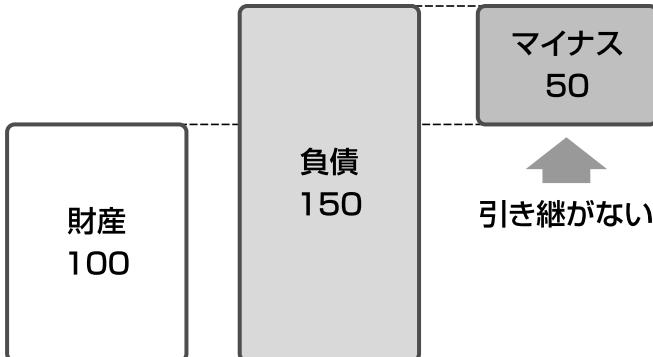
相続放棄



相続開始を知った日から3ヶ月以内に
家庭裁判所に申述

「相続放棄」をすると初めから相続人にならなかつたものとみなされます。したがって、自分は、財産一切を放棄すると言つただけではそのまま相続人として残ることになり、遺産分割に際しても、署名と実印による捺印が必要となってきます。

相続放棄した場合の効果



相続放棄手続をとった場合においては、一切の財産・負債を相続しないこととなります。したがって、財産よりも負債が多いときその負債の返済義務は、放棄することにより自分に関係がなくなることになります。

相続放棄した場合の問題点

相続放棄したことによって、被相続人の負債が一切免除されるかと言えば、次の相続人にその手が及ぶことになり、負債の返済を免除されることはありません。したがって、放棄する場合、単純に自分が負債を負いたくないとしても次の相続人に影響を及ぼすことになります。



お問い合わせ先：組合事務局
TEL 045-985-1039